

平成 24 年 3 月 8 日

「雑誌オーナー制度」の導入について

熊取町立熊取図書館

藤井亜希子

1. 制度の概要

雑誌の年間購読料を支払ってもらい代わりに、雑誌のカバーなどに広告を掲載する。
(雑誌そのものを「寄贈」いただくのではなく、購入代金を負担いただくもの)

2. 経緯

平成 22 年 7 月 官庁速報に野洲市の事例が紹介される
“協働のまちづくり”の一つとして熊取でも導入検討開始
10 月 要綱策定
12 月 平成 23 年度分について募集開始
23 年 4 月 スタート

3. 検討事項

①雑誌の選定方法

【先行事例】

- ・図書館で継続購入している雑誌から選ぶ（野洲市）
- ・一般に販売している雑誌のなかで選書方針に合い、企業・団体のイメージにあった雑誌（岐南町）
- ・話し合いにより決定（越前市）
- ・宗教・思想等をのぞく（双葉町）
- ・募集する雑誌リストを公開（岐阜県、徳島県、各務原市）

【熊取】

サービス向上のため、現行雑誌分を負担いただくのではなく、提供雑誌を増やす。そのため、職員で手分けして一般書店を見に行き、刊行雑誌をチェックし、詳細な雑誌リストを作成し幅広くニーズに対応できるようにした。その一部をホームページにも掲載。

②オーナーの範囲

【先行事例】

先行していた 8 自治体のうち 5 自治体が個人不可としていた。

【熊取】

町内に商店等も多くないことや、協働のまちづくりの一環との観点から、個人も可能とした。ただし、個人の場合は広告はなし。

③PR方法

町内大学連絡会に参加し、4 大学に PR（応募なし）
商工会に協力してもらい加盟 630 社にチラシを郵送してもらう
町広報紙・ホームページ、報道提供（掲載されず）

4. 課題

PR、カウンター取り置き雑誌の広告取扱い



「雑誌オーナー」を募集します

熊取図書館では、ご利用が多い雑誌コーナーの充実を図るため、昨年度より「雑誌オーナー制度」を開始しました。図書館では、より多くの雑誌による最新の情報を提供したいと願っています。“まちづくりの拠点”としての図書館事業を応援いただきますよう、みなさまのご協力をお願いいたします。

※平成23年度雑誌オーナー

事業所（2社）、個人（5人）より雑誌8誌を提供いただいています。

■雑誌オーナー制度とは

雑誌そのものを寄贈いただくのではなく、雑誌の購入代金を負担していただくものです。購入した雑誌は、通常の雑誌と同じように熊取図書館の雑誌コーナーに並びます。

■オーナーになるには

- ・オーナーの範囲 個人、企業、商店、団体での申込みが可能です。
- ・オーナーになる雑誌 図書館が作成した「雑誌リスト」から、図書館と協議のうえ決定します。すでに購入している雑誌から選ぶこともできます。
- ・受付 随時（期間：受付日～3月末まで）
- ・支払い方法 図書館が指定する納入業者にお支払いください。雑誌は、業者より、直接図書館に納本されます。

■オーナーになると

オーナーとなった雑誌やその書架には、オーナーの広告を入れることができます。

- ・雑誌の最新号のカバー表紙にオーナー名を表示（たて4cm×よこ13cm）
- ・雑誌の書架にオーナー名を表示（たて4cm×よこ13cm）
- ・雑誌の最新号カバー裏面に広告チラシを1枚挿入できます。

※ただし、個人で申込みされたオーナーを除きます。

最新号カバー表紙



くわしくは、図書館にお問合せください。

熊取町立熊取図書館雑誌オーナー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の行政参画意識の高揚と図書館サービスの充実を図るため、熊取町立熊取図書館(以下「図書館」という。)における雑誌オーナー制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(雑誌オーナーの資格)

第2条 雑誌オーナーになることができる者は、企業、商店、団体及び個人とし、次の各号に定める業種等のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) 賭博、ギャンブルに係るもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (6) 政治活動又は宗教活動に係るもの
- (7) 各種法令等に違反しているもの
- (8) その他、オーナーとする業種又は業者として、適当でないと認められるもの

(雑誌の種類)

第3条 館長が募集する雑誌の種類は、館長が適当と認める雑誌(新聞を含む。以下同じ。)及び既に図書館に所蔵している雑誌とする。

(申込み及び決定)

第4条 雑誌オーナーになろうとする者は、前条に規定する雑誌の中から希望する雑誌名を選択し、雑誌オーナー申込書(様式第1号)を館長に提出するものとする。この場合において、同一の雑誌について複数の申込みがあったときは、申込みの早い者を優先するものとする。

2 前項の申込みを受けた館長は、その内容を審査し、適正と認めるときは、雑誌オーナーに対し、雑誌オーナー決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(費用負担)

第5条 前条の規定により決定を受けた雑誌の購入費用は、雑誌オーナーの全額負担とする。この場合において、当該雑誌の購入費用は、雑誌オーナーが当該雑誌の納入業者に一括先払いにより直接支払うものとする。

(広告)

第6条 館長は、[第4条第2項](#)の規定により雑誌オーナーを決定したときは、当該雑誌の最新号カバー表紙等、当該雑誌を配置する書架、図書館のホームページ及びとしょかんだより等の配布物に、雑誌オーナーの氏名(会社名を含む。)を表示することができる。ただし、表示の大きさ及び位置等は、館長が決定する。

2 企業、商店、団体の雑誌オーナーが希望する場合は、当該雑誌の最新号カバー裏面に広告を表示することができる。この場合において、広告は、

片面印刷かつ最新号カバーに収まるサイズとし、四半期毎に広告の内容を変更することができるものとする。

(広告の責任)

第7条 掲載広告についての責任は、雑誌オーナーが全て負うものとする。

(広告の範囲)

第8条 第7条第2項に規定する広告は、公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、住民に不利益を与えないものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広告表示の対象としない。

- (1) 法令に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利を侵害するもの
- (4) 政治又は宗教若しくは思想に関するもの
- (5) 誇大、虚偽、誤認等のおそれがあるもの
- (6) 社会問題についての意見
- (7) 投機心又は射幸心を著しくそそるおそれのあるもの
- (8) 町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (12) その他広告掲載の対象とすることが適当でないもの

(雑誌オーナーとなる期間)

第9条 雑誌オーナーとなることができる期間は、館長が[第4条第2項](#)の規定により雑誌オーナーとして決定した日の属する月又はその月の翌月から当該年度の3月までとする。ただし、雑誌オーナーが継続を希望する場合は、1年単位でその期間を延長することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、雑誌オーナー制度の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月29日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

熊取町立熊取図書館雑誌オーナー申込書

年 月 日

図書館長 宛

氏名(法人等団体名・代表者氏名)

住所(所在地)

連絡先(電話番号) ()

雑誌オーナーとして、下記のとおり申込みます。

1. 提供を希望する雑誌の名称

2. 提供を希望する期間 平成 年 月 から 平成 年 3月

3. 広告(希望するものにおのみ、○をつけてください)

希望	広告内容
	雑誌の最新号カバー表紙にオーナー名の記載 (図書館で作成します)
	雑誌の最新号カバー裏面に広告を表示 *個人以外のオーナーの方のみ (オーナー申込者が作成してください)
	雑誌書架にオーナー名の記載 (図書館で表示します)

(注) 広告のご希望がない場合は、「図書館利用者様」として表示させていただきます。

上記のとおり許可してよろしいか。

館長	副館長	係

様式第2号(第4条関係)

熊取町立熊取図書館雑誌オーナー決定通知書

年 月 日

宛

図書館長

図書館雑誌オーナーとして、次のとおり決定したので通知します。

1. 雑誌の名称

2. 提供期間 平成 年 月 から 平成 年 3月

3. 備考

- (1) 雑誌の配架場所は図書館が決定します。
- (2) 雑誌の納入後は、資料の寄贈として他の雑誌と同様の取扱いをします(図書館規則第24条)。
保存、廃棄などについては、図書館に一任ください。
- (3) 雑誌の業者への支払いは、一括前納とします。振込手数料はオーナー様のご負担になります。
価格変動による追加徴収・返金は、業者と調整してください。
- (4) 雑誌が休刊した場合は、返金はせず、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えます。
- (5) 他誌への切り替えなどについては、図書館と協議願います。
- (6) 最新号カバー裏面に広告表示を希望される場合は、片面印刷でカバーに収まるサイズとします。
広告の内容については、実施要綱第8条の範囲とし、事前に図書館と協議願います。
- (7) 広告表示期間は、提供期間内の発行雑誌とします。ただし表示の開始は支払い確認後とします。
- (8) 最新号カバー表紙の表示については、管理上、最新号表紙のコピーに表示する場合があります。